

浜松市の行政区再編に係る労働保険の手続きについて

令和 6 年 1 月 1 日より、浜松市は行政区が 7 区から 3 区に変わります。それにより天竜区以外の所在地は全て、区が変更となります。（郵便番号、町字名、番地は変わりません。）

このことにより、当課では労働保険の手続きについて以下の取り扱いとします。

① 行政区再編に伴う区の変更以外に変更事項が無い場合

→「労働保険 名称、所在地等変更届」及び「労働保険 継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称、所在地変更届」を提出することを要しない（手続不要）

② 行政区再編に伴う区の変更以外に変更事項がある場合（所在地以外の変更含む）

→「労働保険 名称、所在地等変更届」又は「労働保険 継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称、所在地変更届」を提出。

担当 静岡労働局総務部労働保険徴収課

（電話 0 5 4 - 2 5 4 - 6 3 1 6）